

転入される方へ

兵庫県姫路市

前市町村で転出手続きを行い、**新しい住所に移った日から14日以内**に姫路市で転入手続きをしてください。

必要なものは、***全員のマイナンバーカード（お持ちの方のみ）**または**転出証明書（お持ちの方のみ）**です。外国籍の方は、**在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）**も必ずご持参ください。

なお、正当な理由がなく14日以内に転入届をされないと、罰則規定があります。

住民票の発行やマイナンバーカードの券面記載事項変更手続き、転入に伴うマイナンバーカードの継続利用手続きは、繁忙状況により当日にできない場合がありますのでご了承ください。

・下の表に該当する方は、手続きが必要ですのでご注意ください。

| 対象となる方 | | 姫路市での手続き |
|--|--------------------|---|
| 印鑑登録 住民窓口センター（1階） 079-221-2365 | | 前住所地での登録は無効になっております。印鑑登録証明書が必要な場合は新たに登録をお願いします。 必要書類 ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等の官公署発行の顔写真添付のもの） ・登録の印鑑 *代理人による申請又は顔写真のついた本人確認書類をお持ちでない場合、即日登録ができません。なお、代理人申請の場合は委任状が必要です。詳しくは こちら をご確認ください。 |
| マイナンバーカードに関する 手続 住民窓口センター（1階） 079-221-2150 | | 転入後は90日以内にカード継続利用申請をしてください。新しい住所の住民票が発行可能になった後、約1時間後から手続きできます。 次の場合、カードは失効します。 ・新しい住所に移った日から転入日まで14日以上経過した場合 ・転入予定日から転入日まで30日以上経過した場合 ・転入後90日以上継続利用処理をしなかった場合 必要書類 ・マイナンバーカード 詳しくは こちら をご確認ください。 |
| 国民健康保険の加入者 国民健康保険課（1階） 079-221-2343 079-221-2344 079-221-2345 | | 前住所地で国民健康保険に加入されていた方は、後日、国民健康保険証を郵送します。 ※前住所地で遠隔地用の被保険者証(学遠)を申請される方、住所地特例該当者の方は姫路市の国民健康保険に加入しない旨の申出をしてください。 ※前住所地で特定疾病受療証をお持ちだった方は、認定申請をしてください。詳しくは こちら をご覧ください。医師の証明の代わりに、前住所地の特定疾病受療証の写しでも可。 ※限度額適用認定証が必要な方は、認定申請をしてください。詳しくは こちら をご覧ください。 |
| 介護保険 介護保険課 (2階) 079-221-2445 079-221-2447 | 前市町村で認定を受けている方 | 前市町村での認定結果を6か月間引継ぐことができます。転入日から14日以内に引継ぎの申請を行ってください。 *14日以内に引継ぎを行わない場合は前市町村の認定結果が失効し、本市では新規での申請となります。 必要書類 ・介護保険受給資格証明書 |
| | 住所地特例の適用を受けることになる方 | 前市町村が引き続き保険者となります。新住所地が記載された被保険者証は、前市町村から発行されますので、本市での手続きは不要です。 |

| 対象となる方 | | 姫路市での手続き | |
|---|-----|---|---|
| 国民年金 国民年金 窓口センター (1階) 079-221-2332 | 加入者 | 第1号被保険者の方の住所変更届は原則不要です。 | |
| | 受給者 | <p>老齢・障害・遺族等の厚生年金又は国民年金受給者の住所変更届は原則不要ですが、届出が必要な場合もありますので、年金事務所へお問い合わせください。</p> <p>■姫路年金事務所 ☎079-224-6382</p> | 必要書類等については、年金事務所へお問い合わせください。 |
| 水道使用者 姫路市水道料金センター 079-221-2711 | | 水道の開栓の手続きをしてください。 上下水道局のホームページ「 水道の届出とお問い合わせについて 」からも予約できます。 | 開栓時の本人確認書類は不要です。 水道のご使用にあたっては、姫路市給水条例が契約の内容として適用されます。あらかじめご了解の上、お申込みください。 |
| 市立の小学校、中学校及び 義務教育学校の児童生徒 教育委員会学校指導課 (北別館6階) 学事担当 079-221-2762 | | <p>転入手続きの際に発行される「就学校のお知らせ」を受け取り、前の学校で受け取った在学証明書等とともに転校先の小学校・中学校・義務教育学校へ提出してください(転入先の住所により就学校を指定しています)。</p> <p>※転入学日は届出日となります。転入後も前の学校に一定期間就学する場合は届出窓口へお申し出ください(前の市町村教育委員会で手続きが済んでいる場合に限りです)。</p> <p>※外国籍の方は、届出窓口備え付けの就学申請書に記入し、届出窓口に提出する必要があります。</p> <p>※準備する学用品等については、転校先の学校に確認してください。</p> | |
| 福祉医療(移乳こ母障高)の助成を受けている方 福祉総務課 福祉医療担当(1階) 079-221-2307 079-221-2308 | | <p>新たに姫路市での福祉医療費受給者証の交付申請をしてください。(所得制限あり)</p> <p>☎=高齢期移行 ☎=乳幼児等医療 ☎=こども医療 ☎=母子家庭等医療 ☎=重度障害者医療 ☎=高齢重度障害者医療</p> | 必要書類 所得課税証明書が必要な場合があります。 詳しくは こちら をご確認ください。 |
| 後期高齢者医療制度の加入者 後期高齢者医療保険課 (1階) 079-221-2315 | | <p>【県内からの転入の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 後日、被保険者証等を郵送します(手続き不要) <p>【県外からの転入の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 限度額適用認定証が必要な方は、認定申請をしてください。 後日、被保険者証を郵送します(65歳以上75歳未満で転入前の広域連合にて障害認定を受けており、継続を希望される方は、障害認定申請をしてください。) 特定疾病受療証をお持ちの方は、認定申請をしてください。 後期高齢者医療制度前日に、会社の健康保険の被扶養者だった方はお申し出ください。 住所地特例対象の施設に入所された方は、転入前の広域連合が引き続き保険者となります。本市での手続きは不要です。 | <p>必要書類</p> <p>【県外からの転入の場合のみ】</p> <p>※転出元の市町村で発行されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担区分証明書 障害認定証明書(もしくは障害者手帳) 特定疾病認定証明書(もしくは特定疾病療養受療証) 被扶養だったことを証する証明書 |

| 対象となる方 | 姫路市での手続き | |
|--|---|---|
| <p>障害者手帳をお持ちの方</p> <p>障害福祉課（1階）</p> <p>079-221-2305 079-221-2309</p> | <p>身体障害者手帳</p> <p>現在お持ちの手帳に記載の住所の書き換えが必要です。</p> <hr/> <p>精神障害者保健福祉手帳・知的障害の手帳</p> <p>① 県内（<u>神戸市を除く</u>）からの転入の場合 現在お持ちの手帳に記載の住所の書き換えが必要です。</p> <p>② 県外・<u>神戸市</u>からの転入の場合 兵庫県の手帳への作り替えが必要です。</p> <p>※知的障害の手帳をお持ちで明石市からの転入の場合は、事前に左記までお問い合わせください。</p> | <p>必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在お持ちの障害者手帳 <hr/> <p>必要書類</p> <p>県内（<u>神戸市を除く</u>）からの転入の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在お持ちの障害者手帳 <p>県外・<u>神戸市</u>からの転入の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在お持ちの障害者手帳 ・顔写真（4cm×3cm） |
| <p>自立支援医療制度（精神通院医療・更生医療・育成医療）を利用している方</p> <p>障害福祉課（1階）</p> <p>079-221-2309</p> | <p>精神通院医療</p> <p>① 県内（<u>神戸市を除く</u>）からの転入の場合 現在お持ちの受給者証に記載の住所の書き換えが必要です。</p> <p>② 県外・<u>神戸市</u>からの転入の場合 兵庫県の受給者証への作り替えが必要です。</p> <hr/> <p>更生医療・育成医療</p> <p>姫路市の受給者証への作り替えが必要です。</p> | <p>必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療（精神通院）受給者証 ・健康保険証 ※受給者本人のもの（生活保護の方は生活保護証明） ・年金受給者の場合、年金受給額が分かる資料 <p>以下②の場合のみ以下が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証被保険者のマイナンバーカード又は所得課税証明書 <p>治療内容により必要となる申請書類が異なるため、事前に左記までお問い合わせください。</p> |
| <p>障害福祉サービス等を利用している方</p> <p>障害福祉課（1階）</p> <p>079-221-2309 079-221-2431</p> | <p>前住所地で障害福祉サービス等を利用しており、引き続き障害福祉サービス等の利用を希望する場合は、障害福祉課へお申し出ください。</p> <p>※引き続き施設入所・グループホーム入居する場合は、前住所地の支援が継続されます。</p> | <p>必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・マイナンバーカード又は市町村民税の課税・非課税証明書 ・障害者手帳 ・前住所地で使用していた受給者証 |
| <p>児童手当を受けている方</p> <p>こども支援課（2階）</p> <p>079-221-2312</p> | <p>転出予定日から15日以内に、必要書類をご持参の上、手続きをしてください。</p> <p>手続きが遅れると、支給できない月が発生する場合があります。</p> | <p>必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（お持ちの方のみ） ・申請者名義の預金通帳 ・申請者の健康保険証 ・配偶者や対象児童が市外在住の場合は、その方のマイナンバーがわかるもの |
| <p>特別児童扶養手当及び児童扶養手当を受けている方</p> <p>こども支援課（2階）</p> <p>079-221-2311</p> | <p>前住所地で手当を受給しており、転入後も引き続き手当を受給する場合には、手続きが必要です。</p> | <p>転入時の状況により必要書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。</p> |

| 対象となる方 | | 姫路市での手続き | |
|---|------------------------------------|--|--|
| こども保育課 (2階) 079-221-2313 | 前市区町村で 教育・保育給付 認定を受けてい る方 | 前市区町村で利用していた教育・保育施設を姫路市に転入後も継続して利用を希望する場合、前市区町村の保育入所担当と認定方法、必要手続等を調整する必要がありますので、こども保育課に御相談ください。 | 必要書類 教育・保育給付認定申請書(2・3号用) 保護者それぞれの保育を必要とする事由に応じた添付書類 ひとり親世帯の場合、住民票(世帯全員のもの、本籍地・続柄が記載)外国籍の方は、離婚届記載事項証明書も必要 |
| | 前市区町村で 施設等利用給付 認定を受けてい る方 | 姫路市に転入後の施設等利用給付認定の効力は、同認定を姫路市に申請した日以降にのみ発生します(姫路市への申請日より前に遡って姫路市で認定することできません。)。転入前にこども保育課に御相談ください。 | 必要書類 施設等利用給付認定申請書 保護者それぞれの保育を必要とする事由に応じた添付書類 ひとり親世帯の場合、住民票(世帯全員のもの、本籍地・続柄が記載)外国籍の方は、離婚届記載事項証明書も必要 |
| 原動機付自転車(125cc以下)・ 小型特殊自動車をお持ちの方 主税課(2階) 079-221-2257 | | 転出元のナンバープレートの廃車及び姫路市のナンバープレートの登録手続きをそれぞれの市区町村でしてください。 ※姫路市で廃車及び登録を一括で行うことができる場合があります。(右記参照) 登録手続き完了後に姫路市のナンバープレート及び標識交付証明書を交付します。 | 必要書類 ・廃車申告済書 ・本人確認書類 ※姫路市で廃車及び登録を一括で手続きを行う場合は、次の物が必要です。 ・転出元のナンバープレート ・標識交付証明書 ・本人確認書類 |
| 犬と一緒に引越する方 動物管理センター (別庁舎) 079-281-9741 | | 狂犬病予防法に基づく犬の転入手続きを行い、姫路市犬鑑札の交付を受ける必要があります。 必要書類 ・以前の自治体で交付された犬鑑札 ・犬鑑札がない場合、犬の登録状況がわかるもの(以前の自治体から交付された狂犬病予防注射についての通知等) ・本年度の狂犬病予防注射を市の受託先動物病院で受ける場合は、接種時に転入手続きを行うことも可能です。 受託先病院については こちら で確認してください。 | |

・その他

① 市・県民税について

市民税や県民税は、その年の1月1日現在に住んでいる市町村で課税されます。したがって、あなたが1月1日現在、姫路市に住所があれば転出されても、その年の4月1日から始まる年度の市・県民税は、姫路市で課税されることとなります。詳しくは**市民税課(079-221-2261)**までお問い合わせください。

② 固定資産税・都市計画税について

固定資産税・都市計画税の納税義務者は、その年の1月1日現在、姫路市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人です。

詳しくは**資産税課(079-221-2270)**までお問い合わせください。

③ 引越ごみと最終し尿くみ取りについて

引越ごみはごみステーションには出せません。分別してお住まいの地域のごみ処理施設へ搬入するか一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。詳しくは**リサイクル課(079-221-2404)**までお問い合わせください。最終し尿くみ取りの必要な方は、お早めに**中部衛生センター(079-235-7518)**へご連絡ください。

し尿くみ取り券の払い戻しは、**美化業務課(079-221-2403)**までお問い合わせください。